
令和7年 第3回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和7年6月18日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和7年6月18日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第32号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第33号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第34号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第35号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第36号 南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第37号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 陳情第2号 国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情
- 日程第10 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第11 陳情第4号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情
- 日程第12 陳情第5号 鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情
(追加議案)
- 日程第13 議案第38号 統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結について
- 日程第14 発議案第3号 国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書
- 日程第15 発議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第16 発議案第5号 消費税一律5%への減税を求める意見書
- 日程第17 発議案第6号 米の価格高騰対策・米不足解消のため米増産へ政策転換を求める意見書
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第32号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第33号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第34号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第35号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第36号 南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第37号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 陳情第2号 国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情
- 日程第10 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第11 陳情第4号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情
- 日程第12 陳情第5号 鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情
(追加議案)
- 日程第13 議案第38号 統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結について
- 追加日程第1 国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書撤回の件
- 日程第15 発議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第16 発議案第5号 消費税一律5%への減税を求める意見書
- 日程第17 発議案第6号 米の価格高騰対策・米不足解消のため米増産へ政策転換を求める意見書
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1 番 秋 田 佐紀子君	2 番 井 原 啓 明君
3 番 埴 田 光 雄君	4 番 加 藤 学君
5 番 荊 尾 芳 之君	6 番 滝 山 克 己君
7 番 米 澤 睦 雄君	8 番 長 束 博 信君
9 番 白 川 立 真君	10 番 三 鴨 義 文君

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、滝山克己君、7番、米澤睦雄君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第32号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第32号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 当委員会に付託されております議案第32号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）について審査をいたしました。

統合保育所の建設費が及ぼす影響について賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第32号の令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）に反対します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,596万追加して、総額が93億2,096万円となる内容です。7,596万円の追加事項については委員会で確認してきたところです。

今回反対する理由は、4ページにあります第2表、債務負担行為、統合保育所整備事業、令和7年度から8年度まで、限度額12億7,944万3,000円、これが債務負担行為として出ています。今回の補正予算は、やはりこの間の3月に議決しました。賛成多数で議決した当初予算が大きく影響してくる。どの補正予算もそうだというふうに考えています。私たち共産党はこ

れまで、大きな問題点での当初予算についての反対意見述べるけれども、補正予算等については私たちがこんな町であってほしいというところに合致しているものであれば賛成だし、そうでないところの科目が出てきたときには反対するという姿勢を取っていました。

今回審査する中で、補正予算の中身については若干の疑問はあったものの、議会の中で執行部等に聞いてきてこちらの考え方が整理できたりする内容がありました。とはいえ、とってほな補正予算に賛成できるかということになりましたら、今回の当初予算が、やっぱりここ何年間か、私が議員になってからもそうですけども、かなり異常な予算だと言わざるを得ないという点が一つ。それは何かというと、やはり一つの事業で12億円ですね、総額18億円、利息を入れて20億円の事業をしていくことについての是非、これが大きく影響していると考えています。

それで、そのことが当初予算の中でどのような影響になっていくかということ、当初指摘させてもらいました病院の問題であるとか、図書館の費用であるとか、それだけではありません。住民の中から様々な要求がなかなか実現できないという背景に、あの保育所にお金がかかると言われたというようなこともあるわけですね。ということになれば、この事業がまだ、予算は通ったけれども入札はしておりません、建物について。ここで出てきているのが今回の債務負担行為12億7,900万、ほとんどが建設費、これについていえば多くの方々が総額18億円の建物を見直してほしいと、こういう意見をたくさん私たちも聞いてきているわけです。町長も御存じやと思いますが、700名近くの署名を提出しました。私たち予想外に、まだいまだに郵送で届いたりしてきている、後ほどまた提出したいと思ってるんですけれども、そういう声が次々と届いてきているわけです。その中の要求の2つは、18億を超えるような大きな建物は見直してほしいということです。その中には場所の問題を指摘する声もあると思います。ただ、大きく言えば計画を見直してほしいということと、2つ目には町立保育園はそのまま町立維持してほしい、この声です。この声についての署名が集まってきているということについていえば、私たちはこの声をあらゆる場所であらゆる機会に町長に届けて、そのことを実現するために努力するというのが議員の立場であると考えています。それを考えたときに、この補正予算にもそういうことは反映できてきている内容であれば是といたしますが、そうではない。恐らくこれ以降もこの12億と20億返済、もしこれがそのまま進むのであればそれによる影響額というのは必ず出てくることになると思います。そういう観点から今後も予算を見ていきたいというふうに考えているわけです。そういう意味でいえば、補正予算を組むというのであれば住民の声を聴きながら、大きな18億を超える保育所の建設見直しと、今後、公私連携協定等でもすると思うのですが、公立保育園維持すること、このことを住民の声に真摯に耳を傾けて、その是正を求めて反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、三鴨義文君。

○議員（10番 三鴨 義文君） 10番、三鴨です。私は、この令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回提案されております補正予算の内容は、先ほど真壁議員もおっしゃられましたが、7,596万円を追加補正する議案であります。この7,596万円の中の一番大きな事業は定額減税補足給付金事業でありまして、これは令和6年度ですかね、所得税と住民税の定額減税の支給が不足されていた方に補正をして給付金を支給する事業であります。予算見積りでは1人当たり2万円の方が1,300人、4万円の方が500人ということで、合計1,800人の該当者を見込んでありました。この該当の方へ総額が4,600万円を支給するという事業でありまして、もらえるべき給付金がもらえていないこの1,800人の該当の方へ私はできるだけ早く給付金が届きますようにこの補正予算を可決すべきと思っています。この事業が一番大きな金額が出ておりますので、ぜひともこれは早く該当の方へ届けたい。

それとまた、それ以外にも五色ヶ丘果樹団地の防風施設やハウスの建設費が資材の高騰で工事費が不足する796万1,000円の補正が出ています。これ当初の予算を積算されたのは12月頃だと思いますので、ほぼ半年が経過しています。この半年間のうちでこれだけの建設資材の高騰が影響してきておるといふふうにとっています、高くなってきたんだなとは思いますが、ぜひこういう補正をして対応してきてあげたいというふうには思います。

あと、大国地域振興協議会が取り組まれます地域防災のための設備整備が認可されまして、200万円の補助金がついたということで補正が出されております。こうした農業後継者の方の支援や住民の皆さんの防災、安全のための事業など、重要な補正予算ばかりですので、この一般会計補正予算には賛成をいたしたいと思っております。

先ほど反対の方の御意見聞いていますと、とにかく保育所建設問題に絡めて反対するんだということでありましたけれども、今回の予算編成の中には保育所関連のものは出ておりませんし、今回出された提案の中でも、議案の中でもどこがその保育所建設によってここが影響して縮小しましたなんていうやなものは入っておりませんので、私はそういうもの、ことが反対理由には当たらないのではないかというふうには思いますので、ぜひ可決していきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第33号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第33号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第33号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第34号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第34号、令和7年度南部町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第34号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第35号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第35号、南部町税条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第35号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第36号、南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第36号、南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第36号、南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第37号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第37号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第37号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 陳情第2号

○議長（景山 浩君） 日程第9、陳情第2号、国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。陳情第2号、国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情について審査を行いました。

審議の結果、賛成3、反対3、同数になりまして、委員長裁決で採択という結論を得ました。

可の理由と否の理由を述べます。可の理由でございますが、小規模農家が持続的な農業ができる対策を国は取っていくべきであり、米価の安定的な施策、農家の生産意欲が増す対策が大切である。家族経営はまだ南部町の農業の基本で、それを応援していくことが農地維持のために大切。所得補償や米を適正価格で消費者に渡るようにすることは、行政の責任としてやらなければいけないことであるという可の理由でございます。

否の理由ですが、陳情内容に対する支援が既に行われていることから、あえて意見書を出す必要はない。表題と陳情書の中身が合っていないため、このままの文言で意見書を出すことは反対するということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、米澤睦雄君。

○議員（7番 米澤 睦雄君） ちょっと委員長に説明を求めます。この陳情書の中身に「稲作農家の平均所得が1万円（時給換算で10円）という状況下でコメ作りから撤退する農家が増え続けている事を考えれば、」ということがあります、これについてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

もう一点は、この数字が確かなものかということもよろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。農家の時間賃金の件でございますが、これは委員の皆様からそういった話が出ておりませんので、協議をしております、それに関しては。

それと、詳しい金額といいますのは、もう一度お願いできますでしょうかね。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時22分休憩

午前9時23分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

発言を継続してください。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） どこに書いてあるかということは私も分かりませんが、私の知る限りでは時給100円というような……（「10円です」と呼ぶ者あり）10円ということに、報道関係もそういうふうには報道しておると思います。

○議長（景山 浩君） 7番、米澤睦雄君。

○議員（7番 米澤 睦雄君） おっしゃってる意味が分かりません。これの陳情書にきちんと書いてあるんですよ。陳情書に書いてある以上はその根拠、正確性、それについて協議をするのは当たり前じゃないですか。その辺について説明をお願いします。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 意味が分からないというふうに指摘をいただいたところでございますけども、時間当たりの単価とかそういうことはもう新聞等で発表されておまして、皆さん御存じじゃないかというふうに思っておりまして、そのことから意見も出なかったのではなかろうかなというふうに私は思っております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありますか。

3番、埜田光雄君。

○議員（3番 埜田 光雄君） では、1点質問させていただきます。先ほど否の理由の中で陳情の趣旨と項目が合っていないということと発言されましたが、それについて確かめようとかというような協議はそのときなかったでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。表題と陳情書の中身が合っていない、このままの文言で意見書を出すことは反対するということでございます。これに關しましてですけれども、その時点で直すということにもなりませんし、出そうという御意見があったことは事実でございますので、そのとおりの答弁させていただきます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

7番、米澤睦雄君。

○議員（7番 米澤 睦雄君） 私は、この陳情書に反対で討論をいたします。

まず、この陳情書を読んだ限りではどうも納得がいかない。この陳情書の中に、これは大分中のほうですけど、「それを支える大多数の家族農業経営を支援する農政に転換するべきと考えています」というのが書いてあるんですよ。今の南部町の状況を考えてみてもどうでしょうか。どれだけの農地が荒れてるんですか。車で走るたびに非常に農地が荒れてきている。今、南部町でやっていかなければならないのは、この農地をじゃあどういうふうに戻していくかというのはもう法人経営者を募っていくしか手がないんですよ。何が個人経営者ができるんですか。個人経営者はみんな高齢化が進んで後継ぎもいない。ましてや、例えばじゃあ頑張ろうかっていったって大きないわゆる農機具、トラクターとか誰が買えるんですか。やっぱりこれをやっていくには法人経営しかないんですよ。法人がもうちょっと法人を増やしてその中でやっていく。この法人を増やすということは、例えばいわゆる法人に勤める人も増やすことができるんですよ。今ここに言っている個人経営、家族農業経営、あり得ないことなんですよ、これ。私から言わせれば、これははっきり言って何か考えがちょっとおかしいんじゃないかと。これから例えば南部町でも日本の農業を頑張っていくには、やっぱり法人を増やしていかなければならない。家族経営ではとてもやっていられないような今、日本の農業経営っっちゃうのはそういうところに直面してるん

ですよ。そういう面からしてもこの陳情書の文面、これはちょっと私はおかしいなというふうに思っていますし、それから私がさっき質問した平均所得の1万円、時給換算で10円、これもはっきりした根拠がないのに書いてある。こういうことじゃ駄目だと思うんですよ。

それから、最後にもう一点、この陳情書は国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化ですよ、これ。一番最後に何ですか、これ。学校給食の無償化が出てくるんですよ。全くイメージ違ったもんが出てきてる。やっぱり私はこの陳情を出した方の気持ちというのは痛いほどよく分かるんですよ。よく分かるけども、出すからにはやっぱりもうちょっときちんとした陳情書を出していただきたいということで、反対の討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、米澤議員がずっと言われてます家族……（「家族農業経営」と呼ぶ者あり）家族農業経営という言葉ですけれども、まずこの言葉ですけれども、家族農業というのが一番基本になってます。これは2017年の10月に国連で家族農業の10年っていうのを定めています。これは世界の食料生産の80%を担う家族農業の重要性や役割に光を当てて、農地、地域の発展と持続可能な農業に資源を充てること。それから、この家族経営っていう言葉はSDGs、持続可能な開発目標の中にもこれが含まれています。日本が現在SDGsに取り組んでいるということは、この間、議員の研修のときの交通問題のときにSDGsのことについて若干説明があったと思いますけれども、SDGsの項目は全部やらなければならないという、そういった説明があったと思います。つまり、日本でSDGsに取り組んでいるということは、その中に含まれてる国連が言っています家族農業と世界の食料生産の80%を担う家族農業の重要性や役割、これを推進するっていうことを日本国としてはやっていかないといけないという、そういう項目も含まれてます。

それから、先ほどの時給10円っていう言葉が出ました。私のほうも今、詳しい資料は持っておりませんが、現在、ここ米価高騰になったときにテレビ、新聞等で時給が10円、そういった報道がされてると思います。これも詳しく私のほうで今、資料はありませんけれども、現在物価高騰で飼料が上がっており、そして生産者米価のほうは全然上がってないというのが実態のところなので、それで計算していくと結局時給が10円になると、こういう計算が出てくるはずですよ。今の時点ではここまでしか言えませんが、詳しくは後日でも提出したいと思

ます。

それと、あともう一点何だった……（発言する者あり）学校給食の問題、これ簡略して書いてありますけれども、学校給食の問題に関しては南部町の場合、学校給食食材連絡協議会を通じて南部町で作っている野菜を学校給食に提出するっていうことをやっています。若干の町からの補助もあります。学校給食を無料化するっていうことは、これは続いては農家の作っている地元の野菜を学校給食に使うことっていうその部分と、それから有機栽培で作られてる野菜を学校給食に使うっていうことがこの文章の中では含まれていませんけれども、本来であったらそこまで詳しく述べてないといけない内容にはなってますけれども、確かにその部分含まれておりませんが、この部分が言われてるところです。以上で賛成の意見とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） ほかに討論ありますか。

次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。私は、この陳情に対して反対の立場で討論させていただきます。

先ほど全体的な流れ、それから思いは米澤議員が言われたとおりだというふうに思います。それに加えていくなれば、今、法人をとにかく強化しなくちゃいけないところを米澤議員言われました。

今回、この間ですけど、なんぶ田んぼの会ということで新しい農地を守っていく組織というものができたというふうに聞いています。これは何かというと、法人、それから集落営農、それから個人である程度の拡大をして耕作をしている方々の集まりということで、18組の方がこの会に参加をされた。これからの農業を考えていこう、伸ばしていこうという会です。非常にすばらしい会ができたなというふうに思っています。この中で出てきたのが、じゃあこの18人の方を中心とした方々がどれだけの農作をしておられるかということ、全体で南部町の土地の約6割を耕作しておられるということで、さっき米澤議員が言われました法人をどんどんやはり強化をしていくことが南部町の農地を守るんだというふうに思いますし、この6割というのはほとんどが里地であるというふうに思います。中山間地域に法人の方が入ってるというのはありません。中山間地域は本当に家族農家で農地を守っているが、しかし、耕作放棄地が増えていってるというのが現実でもあります。そういったところの強化は必要ですけど、今現在でも中山間直接支払い、それから多面的機能の支払交付金等もあり、そういった家族農家の方々にはそれなりの支援が、私もいただけてますけれども、支援をいただいているというふうに思っています。特に中山間直接

支払いについては今回から6期に入って若干交付金も上乘せをされるというようなことで、国もそういった中山間地域に対しての支援を拡大するという方向性も打ち出しているというふうにも聞いています。

そういったところからこの陳情でさっき、給食無償化の後押しをするのに地元の南部町で作った野菜を、子供たちに安心・安全な食材を提供している、これは今までもずっとやって、町のほうも支援もしていただいている。これが何で学校給食の無償化と重なり合うのか、私はそれは全く疑問に思っていますし、それから「食料品をはじめ」「物価高騰で苦しむ人々への支援の強化をすること。」って出ていますけれど、これがこの陳情書の表にある国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情になぜこういった文言が入ってくるのか、こういったものを議会として通して出してしまうと、これは県を通して国まで行きます。やはり南部町の議会の資質というものも、私はこういった言い方したら失礼だと思うんですけど、が出てくるというふうにも思います。ですから、やはりこの陳情については反対すべきというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会で論議をされ、賛否が同数で分かれて委員長が採択した、私はこれを尊重したいというふうに思っております。

内容は、国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求めるってこの3つです。それで、先ほど疑問等があるんです。今日、陳情を採決するから疑問に思っているところを明らかにせんといけんと思いますが、一つには時給換算で10円ということが、証拠があるんかって言ってますよね。ここに書いてあるのが平均所得が1万円、これは2022年の農水省の農業経営統計調査でこの数字が出ていると、1万円という感じですね。

それと、時給換算でどうしたかという、これも農水省で出ているのは、時間換算というのは農水省の統計調査によれば1,003時間だっていうこと、これで割ったら時給10円になるということが、これが国会で論議されたわけなんです。それで、全国紙もばあっと書いて時給10円のショックが走ったということです。確かにこういうこと書くときにはその裏づけも説明できなければいけないという点でいえば、出してくる側にもそれを求めておく必要があったと思うんですけども、確認するということはそういうことであって、決していかげんな数字を持ってきたとか、そういうものではないというふうに私は理解をしているところです。

それで、国産食糧の増産と食料自給率の向上、これについては異論が出なかったのも、恐らく

皆さんも納得されているのではないかと思うんですよ。問題は家族農業支援強化で、家族農業が法人化っていうんですよ。この文章を見る限りでは法人を無視してるわけでもないし、家族農業の経営って言うわけですよ。

それと、もう一つは、法人をつくるということは利益を生み出さないといけないわけなんです。今の日本の農業で法人をつかっていくということは非常にどうなのか、水準が高いわけですよ。そういう意味では本当に南部町でしてる法人が、条件がない中でもう四苦八苦されてるから支援していかなければいけないというのは米澤議員も板井議員も同じ気持ちなんです。

ところが、全国の、世界中の見た場合、先ほど加藤議員が言ったように、なぜ国連が家族農業の10年間を決めたかという、発展途上国だけが家族農業経営してると思うかもしれませんが、世界中の食料生産の8割が家族農業で支えられている。ぴんとくるのはあの経営をしているアメリカもフランスもドイツも基本は家族経営なんですよ。大きさによりますけれども、そういうことでいえば法人を勧めてるっていうのは世界中でも珍しいぐらいのこの日本の農業なんですよ。その農業がどうして法人になったかというのは、これはまずはちょっと置いときましょう、話がややこしくなるので。それを今のこの日本の中山間地域の多いところに法人化を勧めて規模拡大せよというところに大きな矛盾を南部町が抱えてるという実際があると思うんですよ。ということは、この陳情の意思を酌み取るというのであれば、法人も家族経営も支援していこうじゃないかというふうに捉えるべきだというのが、私が読んで感じることです。

それと、これは次にこういうものを出すべきではないっておっしゃったんですけども、私はちょっと意見が違いますのは、これを出されてた基本っていうのは南部町の農民連の方々だと思うんですね。全国農民連というのは組織幾らあるかな、かなり国会でも参考人として呼ばれたりしていて、それは日本中の中では全国農民連というのは地産地消、それからSDGsの推進、学校給食無償化、困った人への食糧とか、そういうことを掲げて頑張ってる場所なんですよ。そういうところを出して恥ずかしいんじゃないかと、恐らく全国の各市町村に出されている陳情でありまして、これがもし事実じゃなければもう全国農民連吹っ飛ばすんじゃないかと思しますので、その理解はちょっと違うし、そういうことを根拠もなしにおかしいのではないかというほうが水準が問われるのではないかというふうに思うわけですよ。

それで、願わくば、中身とすればこの内容についていえば、私は南部町で農業頑張ってる方々が切実に感じておられることだと思います。食料自給率の向上でいえば、前回も西伯病院の近くで農機具の、農耕してた方が止めてわざわざ言いに来られたのが今の食管制度を潰したのが間違っていると、元に戻してこの南部町でも田んぼで飯が食うていたら子供たちが帰ってくるんだ

っていうことを追いかけてきて話して下さった方がいらっしゃるんですね。それが住民の声だなというふうに思います。

もう一つ、南部町での若い法人の方々がどう言ってるかということ、里部での面積を広くして、そこに町にも補助もらって規模拡大して、人数少なくてもできる体制をつくったら自分たちは中山間地域に入って行って言ってるんですよ。私たちは両方の側面で法人支援することと、南部町で農業で食べていけるために中山間地域のやり方にも支援していくこと、この両方を私はこの中で酌み取れますから、これをぜひ皆さんと一緒に上げていきたいとしますので、御協力いただきますよう……。私が言うわけではないか。委員長報告に賛成しまして、総務経済常任委員会の決断を評価したいと思いますので、一緒に上げようではありませんかということです。

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第2号、国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告は採択でありましたが、不採択とすることに決しました。

休憩します。

午前9時49分休憩

午前9時52分再開

○議長（景山 浩君） それでは、再開します。

日程第10 陳情第3号

○議長（景山 浩君） 日程第10、陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長でございます。陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める陳情につきまして総務経済常任委員会で審査をいたしました結果、

全員一致で採択という結論に達しましたので、報告します。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第11 陳情第4号

○議長（景山 浩君） 日程第11、陳情第4号、裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長でございます。陳情第4号、裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情について総務経済常任委員会で審査をした結果、賛成少数で不採択という結論に達しましたので、報告します。

可の理由でございますが、政治と金の問題がずっと問題になってきたことで、この問題をなくしていくためには声を上げ続けることが重要なので、賛成すると。

否の理由。7月には参議院選挙があり、国民の審査を仰ぐこととなるため、今回意見書を出す必要はない。昨年3月議会で可決し、意見書を出していることから今回新たに出す必要はないのではないかということでございました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、陳情に出されてる内容は、自民党の裏金問題の徹底究明と、もう一つは企業・団体献金の禁止と、この2つを求める意見書を国に上げようという内容だとい

うふうに私は読み取っております。

委員会で審査なされたときに、賛成意見はこのことを上げようということだと思うんですけども、賛成しない意見として、7月には選挙があるので、そこで審査を受けるからいいのではないかというのが一つ。前の3月議会に上げているのでいいじゃないかっていうことについていえば、委員会の中でこの陳情の中身についての反対の声は出なかったというふうに理解していいのでしょうかというのが一つ。

それと、もう2つ目は、もしそうであるならば、例えば選挙があるので、そこで待てばいいというのは意見書を出すことと同等ではないと思うし、そのことが何らか選挙があって、審査があって意見書を出さなくていいというのであれば、それが意見書の在り方だとすれば、意見書を出すことができると、地方議会ができるということについての権利とか、そういうことについてもやぶさかになってくるのではないかというふうに思うのですが、その点についてもどんなふうな声が出たのか聞きたいということです。

それで、ということは、今回は出さないけれども、3月議会で可決したので、総意は中身について分かっているんだというふうに理解していいのかっていうことですね。その点はどんなふうに協議なされたのでしょうか。

それと、賛成、反対の数字聞きましたっけ、数字を教えてください。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。まず、可否の数ですけども、賛成2名、反対が4名です。

それと、否の理由ですが、先ほども申しましたけども、この問題が出たときに南部町議会はこの一番に意見書として可決をして出しておるということで、昨年3月議会で提出しております。そのときに意見書を上げていますので、今回ここであえて出さなくてもいい気がするという強い意見がございました。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） もう一つ、意見書とはどういうものかということについても委員会でどんなふうに審査なされたのかなと思うんですけども、確かに裏金問題があったときに南部町議会はいち早くこれを上げたことについては、皆さんと一緒に協力して上げたという、そういう私たちも記憶がありますが、一回上げたのでいいのではないかっていうことは、意見書をもう一回上げたらそれでいいんだという趣旨のものだというふうに理解してるということでしょうか。

例えばこの間、自民党の裏金問題が石破氏の、選挙があったときにも途中で裏金問題の方を公

認しなかったのに2,000万円をあげた問題とか、その後、今は東京都議会が選挙しているんですけども、都議会の中でも自民党の議員が裏金問題してて、それで都民の6割が自分の選挙に行くときにこれを参考にするとかいうようなこと言ってるわけですよ。そういうところから見て、時期的に考えてもこういう意見書を上げてほしいというときに、もう上げたからいいではなくって状況を考えるならば、もしこのことがいけないというのであれば上げることに何ら抵抗はないのではないかと思うんですけども……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） この点についてどんなふうに審査なさったんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。委員会で委員長の思惑どおりに引っ張るといことはなかなかできませんので、はっきりとは申し上げられないんですけども、何かの政党名があえて書いてあるとか、そういうことではなかろうかというふうに思います。意見としては出ておりません、そういう名前は。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。今回、陳情があった裏金問題について、これは採択すべきだという問題だと思っております。

先ほども真壁議員が若干触れましたけれども、今回この陳情で問題視している裏金問題については、現在まだ完全に解決しているという状態にはなっておりません。特に東京都議会議員選挙の最中ですが、この中でも裏金問題について報道されて、若干の世論調査の中で、今回は東京都の世論調査の中では物価高騰対策がたしか一番重点で、その次ぐらいにこの裏金問題がいったと思います。まだ東京都議選挙の中でもこの関心のある裏金問題の陳情に関してはやはり採択すべきだと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 11番、仲田でございます。陳情第4号、裏金問題の徹底解明と

パーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

昨年3月議会最終日に裏金による腐敗政治を一掃することを求める意見書を議会全員一致で可決し、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長宛てに意見書を提出しているところでございます。その内容は、一つ、政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金を全面禁止するとか、また政治資金収支報告書を厳密なものに改正し、政治家本人の責任と罰則を明確化する。二つ目、裏金づくりを主導関与した政治家の証言で全容を明らかにすることとなっております。今回の陳情書は同じような内容であり、既に議会で採択したものであり、また新たに採択しなくてもいいと私は考えております。

私は、今回の陳情第4号、裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情については、反対するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 採択すべきだというふうに強く思って……。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時04分休憩

午前10時04分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

先ほど委員長報告に賛成者と申し上げましたが、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 採択すべきだという意見です。

委員会、確かに昨年3月でしたっけ、しましたが、その後、新しい議会に変わったんですよ。去年の10月に無投票でしたが、構成メンバーが替わっております。そういう意味では新しい議会です。議会に陳情等を上げてくるときは、その議会の構成メンバー替わって新しい議会等に前回と同じような内容を上げてきてその議会に問うというのはごく当然の、いわゆる陳情、意思表示をしてほしいとか、国に上げてほしいという方々の当然の行動であることであって、一回上げたからいいっていうことは、少なくとも4年間同じ議会の中で出てきたからっていうことはもしかしたら言えるかも分かりませんが、私はそこに携わる現職議員でおる限りは受け止めるべきだというふうに思うのが一つと、もう一つは、中身の問題から余計受け止めるべきだという点

ですよ。これは自民党の裏金問題だっていうふうに言われて、政党名が書かれてるからどうのこうのっておっしゃる方がいたのかもしれませんが、私はかえって自民党の方、これを上げてほしいと思ってるんじゃないかと思っていますんですよ。

こういうふうな疑惑が起きたときに、住民から見たら自民党もほかの議員も含めて一体議会何してるんやっていうことになる、まず国会議員もそうですけども。だとすれば、地方議会ではそんなことないよっていうことは言えなくなってきたというのは東京都議会、いろんな県議会で起こっていることなんですよ。だとすれば、こういう疑惑に応えるために議員としてその立場に携わっておる者が住民からこういうことが起こったときにいち早く、特にこのような問題についてはしっかりとした態度を上げていくことが私は議員としての責務であるとも思うわけなんです。その理由は、前回に上げたからいいといっても、もう前回とメンバーが替わっております新しい議会です。

それと、このことをもし中身に同意をするのであれば、そのことで何ら賛成しないって回る理由はないというふうに考えるのが当然の考えではないかと思うのですよ。ということは、聞いてもらったら、この中身に反対できないわけでしょう。できなければやはり意見書の趣旨を尊重して上げていくというのが議員の当然の姿勢ではないかと思うんですよ。私は、自民党が入ってるわ、けしからんとかどうのこうのというよりはもう事実ですから、もう事実を認めてそれをより近い方はいけんということをやっぱり意思表示をしていかなければ、それで真相究明するんだって立場に立たなければ政治の信頼の回復はないと思うし、そういう姿勢取ることが今、地方議員であっても政治家として求められていることではないかと思うんですよ。ぜひお考えいただきたい。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。私は、この陳情に対して反対ということで討論をさせていただきます。

私も自民党鳥取県連の一人として先ほど真壁議員が言われたことは本当にまともだなというふうに思いますし、私も党員の一人として決してこのままでは済ませられないものだろうなというふうに思います。ただ、委員会のときに私、それ言ったんですけど、さっき委員長からも報告がありました。この裏金問題については無策のままに、この臨時国会も終わってよいよ参議院選挙に入っていくわけなんですけれど、そこで国民の審判を仰いでいくというのは結果的には出てくるだろうなというふうに思って、個人的には非常に不安がいっぱいなんですけれど、何とか

国民の方の良識ある判断をしていただきたいというのは、まず私からのお願いでもあります。

それと、私、個人的にさっき言った党员であるということも含めて、石破茂内閣総理大臣、そして赤澤亮正経済再生担当大臣、2人鳥取県の出身で、今、日本国のため、国民のため、国民の利益のために一生懸命努力をしておられる。鳥取県から出られたこの2人がおられるときにこういったことをやはり出したらいけないというわけではないんですけど、どうかなという思いが私、個人的にあるもので、皆さんにはその辺を理解もしていただいて、この提出に反対ということで賛同いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第4号、裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第12 陳情第5号

○議長（景山 浩君） 日程第12、陳情第5号、鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。陳情第何号だったっけ。（「5」と呼ぶ者あり）陳情第5号、鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情について民生教育常任委員会で審査を行いました。

審査の結果、全員一致で継続審査と決定したので、報告いたします。

なお、継続審査の理由でございますが、まず第1に、この陳情は鳥取県西部地域への風力発電の設置に反対ということでございまして、南部町、伯耆町、日野町……。今、何言ったっけな。

（「南部町、伯耆町、日野町、江府町」と呼ぶ者あり）あと……。日南じゃない。（「日南じゃない、日野、江府」と呼ぶ者あり）ああ、すみません、南部町、伯耆町、江府町、日野町でございます。この4町にまたがる問題でございまして、今、南部町の中でこれに対して採決を出すの

はなかなか不都合ではないかと、いわゆる4町がこれから先どういう結論を出していくか、4町の議会、これを考えて、その先でもいいんじゃないかということが1点ございます。

それから、第2点目、まだ環境評価の結果が出ておりません。やはりこの結果まで見てみるといけんということ。

それから、第3点目は、やはりこの風力発電に対する南部町の議員自身の勉強がまだきちんできていないんじゃないかということで、これから先、南部町の議会議員ももうちょっときちんとしていかなといけんということで、この3点の結果、継続審査に至りました。以上です。

○議長（景山 浩君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。先日、いつまで継続するのかっていうことはお聞きしたんですけれども、3番目のどのように勉強していくかっていうことについて、具体的に例えばどっかの先生を呼んで講習会をするとか、そういったような計画はあるんでしょうか。それともまだ全く白紙の状態なんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 今、議員の中にいろんな会に出ていらっしゃる議員もおられます。その方の資料が2点ございまして、まずはこの2点をみんなで勉強していこうというふうに今考えております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これより、陳情第5号、鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は継続審査でありました。本案を継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

ここで休憩を挟みたいと思います。再開は10時35分といたします。

午前10時16分休憩

午前10時35分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第13 議案第38号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第38号、統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。それでは、議案書追加分のほうの準備をお願いいたします。議案書追加分の1ページでございます。議案第38号、統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結についてでございます。

統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、統合保育所整備事業造成工事でございます。契約の金額は、変更前2億955万円、変更後の契約金額は2億2,107万1,400円でございます。契約の相手方につきましては、鳥取県西伯郡南部町福成3023番地、統合保育所整備事業造成工事、TMS・タナカ特定建設工事共同企業体、代表者、水町直允でございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、追加議案で統合保育所整備事業造成工事の増工について出てきました。私が質問いたしますのは議案のほうの資料ではなくって、6月13日に特別委員会に提出されました図面と経過を見て質疑いたします。

まず、1点目、この時期と内容の中に、令和7年5月の15日に統合保育所整備事業造成工事発注をして議会にもかかってきたところなんです。その後、20日に盛土協議の許可が出て、盛

土工法と水処理工法の確定がされて、今回工事の変更をしてきたということです。本来であればどのような工事でも工事発注は万全を期して、例えば工事変更ということは、本来はいわゆる工法が変わったとか緊急事態があったときの追加ないしの変更であるべきだと思うんですが、この日程が見たら分かるように発注した5日後に盛土協議の許可が県から下りてきたということです。このことの指摘をしたときに、町長は一日でも早くして時期のいいときに造成工事を終えたいと、こういうふうな発言をなさったわけですね。

その後、特別委員会で聞いておりましたら、この場合、もしここに盛土ができなければ費用がどれくらい違うのかというところで約7,000万ぐらいというの出てきたわけですね。これが協議が許可されなければ運ばなくてはいけなくて、プラス今以上の増工になる可能性があったと思うんですよ。とすれば、どんどん膨らんでくるわけですね。私は、基本的にスケジュール等があるんですから、この5日間の県の協議の許可は待たなくて工事を発注するというの、非常にイレギュラーだと言うしかないと思うのですが、町長、このことについてはやっぱり反省すべきではないですか。どのような事業もこういうことあってはいけないと思うんですが、なぜこういうことが起こってくるのか、この事業で。そのことについて説明していただきたいというのが1点。

2点目は、この工事の平面図を見て言います。前回の特別委員会では、上の福里上池が満杯になったときに、この福里下池を埋め立てることによって浸水する水の量が変わってくるのではないかって質問したときに、変わりはないと、変更はないんだということでしたが、そのときの理由は、福里下池には水が満水状態で張っていたと見るんだというふうに言ったんですけども、どう考えても理解ができなかったものですから、再度分かりやすく説明していただいて、本当にこの盛土することによって、今まで説明会に出された図面と変更はないのか、私はあるのではないかなと思ってのですが、その点についてどうなのか、この点についてちょっとお答えください。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。御質問のありました発注時期の件につきまして、まず1点目の外部での処分とため池への埋め戻しのときの経済的な比較でございますが、これに関しましてはもう既に令和6年度中には経済の比較は行っておりまして、それに関しまして今の段階で、盛土協議の中で金額の比較を行ったものではございませんので、そこについてはそのように御理解いただけたらというふうに思います。

それとまた、事前協議の中で、ため池への盛土に関しましては県のほうも安全であろうというところで、この設計を進めてくださいという中で最終的な工法を待っていたという状況でござい

ましたので、この5日間、5月15日に入札をかけて5月20日に盛土協議の確定が出たから、その段階で変更すべきという意見も分かるのですけども、そこに関しましては発注に関しまして準備に約1か月以上かかるものでございますので、その盛土協議の確定を待たずして把握できるところだけを当初契約に織り込んで契約したというところでございます。1点目については以上でございます。

2点目のため池のハザードマップに関するところでございますが、特別委員会のほうで説明させていただいた中で、ため池には水が張ってある状況で、さらにそこに大量の水が流れ込んできたというシミュレーションをしたというふうにいたしました。それに関しまして説明には変更はないのですが、通常の水位のところから約1.3メートル上がるというところで現在のハザードマップに描いてある浸水想定、平均1.3メートルというところが福里下池のところに描いてあるとおりでございますので、改めてそのように御理解いただけたらというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、1点目の先ほどの協議が5日間、私が聞いておりますのは、盛土工法でしたときに、当初の入札の説明聞いてるときに、この後、県の協議があったので、その追加の工事が、追加の議決が必要ですよってということをおっしゃったんですね。

私は今、町長にお聞きしているんですけども、今回の保育所の問題でいえば、例えば農振の除外の申請するときも本当にイレギュラーな申込時期の変更があったりとか、どのような事業に対してもきちんとルールがあるんですから、ルールどおりになさっていくというのが本来の始めるときの一番の姿勢でなくてはいけないと思うんですよ。そういうことでいえば、多分にはみ出したやり方をしているのではないかっていうこと今、町長に問うてるんですよ。なぜそこまでしなければいけないのかという分です。

今回の分も言ってみれば、工法でも5日間待てばいいわけですよ。なぜそういうふうに急いで、その急ぐ理由がいい時期にしたいって言うんですけども、いい時期にとおっしゃいますが、やっぱり日程の問題で一番大事な、町長がおっしゃってたのは、住民の合意がなければできないことだとおっしゃったんですよ、当初から、いただきたいと。そこにいろんな問題が起こってきたから遅れてきてるわけなんじゃないんですか。そういうことを考えたら一番の原因を対処しなければいけないと思うんですよ。そういう意味で考えたら、私はこの姿勢も、遅れてきた原因がどこにあるのか。それと、ここまでして急がなきゃならない理由は何なのかっていうこと、住民の声をどう聴くかというところから町長の意見を聞いておきたいと思います、一つ。

2つ目のハザードマップでいえば、この間の特別委員会では1.3メートルのところは変わらへんのやとおっしゃったんですが、こちらが聞きたいのは盛土したら上50センチしかないんですよ。そこに1.3メートルということはあふれるんじゃないかというのが聞きたかったことなんです。そのことについてはどうなのでしょう。1.3メートルというのは、当初は最初から満杯の状態だって言ったんですけど、あの図面見る限りは1.3メートル受けたということになりますよね。福里上池が満水したときに福里下池に1.3メートルの水って描いてあるわけですよ。その辺から見たときの、盛土して上に50センチしか堤から空いていない中での変更点はないのかっていうこと聞いているんです。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。

まず、発注時期について5日間待てなかったのかという御質問でございますけれども、これは5日の問題ではなくて、この5日後に鳥取県のほうから盛土に対する御承認がいただけるかどうかというのは後ほど分かったことでして、今回のように発注形態にジョイントベンチャーの方式を取っています。したがって、そのジョイントベンチャーの組合せ等を民間企業がするのには相当な日数が要るわけです。この事務に当たって建設課はこの当たる前から、1か月以上前から準備を行い、入札の準備をしてきたことを、経過を踏まえれば、今回はたまたま5日後に許可いただきましたけれども、もしかしたら発注の準備の中だったかもしれないし、その後だったかもしれない。理由はあくまでも適切な時期にこの泥を動かす土工工事を発注することによって進捗を速やかにしたかった。

そして、池の問題については、住民の皆さんに大切な税金を使うことですので、一円でも安くするためには、先ほどおっしゃったように通常の指定管理であればまだこれ以上、7,000万円の差があるということも建設課からの協議をいただいていたので、池の利用が可能であれば池を利用するといったことに集中してやってきたといったものでございます。あの理由はあくまでも適切な時期に発注をするといったことに変わりはありません。

それから、池のハザードマップですけれども、池のハザードマップをもう一度御説明しますと、池が静水の状態で満水にしていたものを、堤防を決壊させて一気に水を流す、そのときの影響を絵にしたものがハザードマップです。したがって、河川とは全く根拠が違うものです。河川については1,000年確率の雨量を放流をさせて、堤防を各断面ごとに決壊をさせて、その地域地域で最大水深を表したものが河川のハザードマップになります。そういう意味で1.3メートルそこにたまるのが、今回形状が変われば変わるのではないかと。地形が変わりますから形状は変わ

りますが、その水深であったり、そういったものに大きな変更はないと思っています。皆さんの中から、それはもう少し慎重にするべきだということであれば精度を高める必要はあると思いますけれども、下池自体は当時からもうVカットで空けてあった池でございますので、状況は私は変わらないというふうに考えています。私からは以上です。（「いや、ちょっと待って。それが答弁ですか。ほかにないの」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が言われた工事の手続なんですけど、町長が最大限大事にしているのは、適切な時期に発注したいって言うてるんですよ。でも、町にとって一番大事なのはルールを守って、法律を守ってすることなんです。きちっと県の協議が調ってから出す。議会についても議会の議決がなかったら動かんって何回も町長も言っているんですよ、住民の前で。だとすれば、議会に出すときは執行部が議員の各質問に答えられるような資料を準備して、みんなが分かった段階でこれでいいのかわかって考えるんですけども、今のままで分からないから聞いてるんですよ。だから、あなたがハザードマップは間違いないと思うなんていうこと、それ私が聞いてるんじゃないんですよ。聞いてるのは、こっちが言ってるのは、1.3メートルと書いてあるけれども、あのため池は上50センチを残して土を入れるんですねって聞いてるんですよ。そこだけがどうしてほかと比べて1.3メートルになるんですか。それを聞いてるんですよ。違いますが。だから、きちっと言ってください。担当課はどう見てるんですか。もし町長が答えなかったら担当課と協議してきてください。これは違って来るんですよ。だから、正確な情報を議会に出してください。いいですか、それももう一回聞きますよ、最後の質問ですからね。

それと、最後だから聞くんですけども、町長は雨量とか関係なくハザードマップはこうなんだって言いました。これは行政の言い分です。だとすれば、町長は説明会でも聞いたでしょう、保護者に。自分とすれば町が幾ら安全だといっても、ため池の横にある保育所に子供は通わせたくないという意見出たじゃないですか。だとすれば、それに応えるために、仮に年間雨量が西日本の災害のときのような雨量が来たときにあのため池がどうなるのか、浸水したときにですよ。それでもこういう状況になりますっていう、それを出してくるのが町の仕事じゃないんでしょうか。それとは別個に雨に関係なくため池が越水または決壊って言いましたね。越水と決壊ではスピードが違って来るんですよ。それなのにその時期の分しか出してないっていうことは、これは住民や議会に対しての説明が不十分ではないかっていうことについてどうお答えですか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。ハザードマップの福里下池は1.3メートルという

ところの数値についてなんですけども、1.3メートルが福里下池の地点の浸水想定水位、福里下池の堤防のところの想定水位が0.6メートル、この差が計算値で0.7メートルございますので、その差が通常水位と堤防との余裕という高さになります。そこに今回盛土を行いますので、特別委員会で御説明した50センチ下がりだと御説明しております。そこには20センチの確かに差が生じます。現在のハザードマップより約20センチの水位が上がるというものが、完成後にはそういったマップになるのではないかとこのところを御心配されての今回御質問だというふうにも理解をしておりますが、あくまでも計算上の数値でございますので、数字はやはりハザードマップ、備えのための目安の数字ではございます。この数字で皆さんが不安にならないようにというところだと思うところでございますので、この20センチの標高というか、仕上がり高の高さというところでの今回のこの計画がさらに危険になったというふうには考えておりませんので、御理解いただけたらというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。発注方法に疑念があるとおっしゃられますけれども、あくまでもルールにのっとって私どもは発注してるつもりです。ただ、この盛土の協議については、盛土協議が不測の期間を要してるといったことは確かにございます。この理由は、池の池土に対する残土処分が盛土に該当するといったことの判断が、県のほうが少し遅かったといったことがあります。私どもは盛土には該当しないと思ってましたけれども、盛土に該当するんだといったことから改めて協議をしたところでございます。慎重を要したということだと思っております。

また、池については、もともと下池について空池だったので、上から水を落とすとあの池の中で水がジャンプをして、その水しぶきが現在建設地に1センチかかる、これに対して疑念があるといったことがスタートだったと思っております。そういうこのジャンプの要素はもうないわけです、私はこれは安全性に何ら問題はないというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の追加工事については反対です。

理由は、一つには、一番大きくは住民が今回の保育所の計画については見直してほしいという

のが一つ。それと、2つ目には、さっきも言ったように大前提としている町立保育園やめることを考え直してほしいということですね。実際、議会も予算認めて工事が進んでいく中で住民の声を反映していくっていうことは、これはなかなか難しいと思うというのが皆さんのお考えかもしれませんが、町政のお金を使っていくというのは住民のためにあるわけですよ。だとすれば、やっていくことを一段、議会で議決したとはいえ、住民の声がここまで出てきているということについてやはり耳を貸して、今できることの最大限の努力をしていくというのが私は町の姿勢であるべきだというふうに考えています。基本的には今回の盛土の分のこれは工事変更ですけども、全体の面積を言えば1万1,000平米の土地を造成していくという事業なんですよ。この1万1,000平米についても面積が出た中で、本当にお金が足りんで緊縮していかないといけない時期にこのようなお金の使い方でもいいのかということが本当に問われてくる面積の配分だったと、私はこれから住民に問うていきたいと思っているんですけども、もっと声が出てくるだろうっていうのは十分予測できることです。そういうことを考えたときに、町とすれば今の段階で例えば面積の見直しが今できるのか。それと、建物についても縮小することができるのかということ真摯に考えていくのが町のやるべきことではないかということ指摘しておきたいと思っています。

それで、今回の問題の2つは、1つ目には、やはり町長は、協議をするのにはジョイント組むに1か月かかるっていうの、そういうことは今まで分かったことであって、こんなふうに大金を使って行って住民の理解を得ていかなきゃならないようなときに、どうして急ぐことや建設を発注することばかり考えることを優先するわけですか。そのこと自体が問われてると思うんですよ。そういう意味でいえば、今回の工事ももう発注して、それを議会で議決したすぐその後に盛土協議の許可が来るので、工事変更ですよということは本来であれば避けなければいけないことだということを厳しく指摘しておきたい。もし盛土協議が、自分たちは盛土と思わなかったが、県が思ったっていうのは、こんなこと通用しませんよ。準備ができていなかったということではないですか。そういうことを考えれば、やはり最善の努力をした取組ということになっていないんじゃないかということ指摘するしかありません。

それと、もう一つハザードマップの件ですけども、結果として課長がおっしゃったように20センチの差が出るわけなんですよ。この20センチの差をどう見るかどうかで住民に不安をおおたらいけないというんですけども、ハザードマップというのはいろんな前提で数字を出してきてるわけですよ。町とすれば分かった段階の数字を出すしかないんじゃないですか。それを住民に問うべきですよ。これを時間かけて何分もやったのに、あのときは全然変わらないってあ

なた方言い張ったんですよ。ところが、実際聞いたら20センチの差があるっていうわけじゃないですか。そういうやり方をしないで、きちっと分かったことを議会や住民に出していきながら、その声を聴きながら修正すべきところは修正していくという姿勢をまず見せるべきだと。そういう点で考えたら、私は今回の造成のこの工事について急ぐことはない、もう一回住民の声聴きながら見直しも含めて考えるべきだという点を強く主張して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。この追加議案について賛成の立場で討論をいたします。

まず、先ほど反対者のほうから、住民の意見、住民の声を反映しろと言われてますけど、私たちは住民の方から決してそういった反対という意見は聞いたことはありませんというふうに個人的には言い切っておきたいと思えます。大半の住民の方が新しい保育所を建設し、そして将来を担う子供たち、園児たちがそこでいろいろな体験をして大人になっていくという場所を造るように町長が計画し、実行に今、移しているわけなんですけれど、その辺を十分に、何人の反対の意見が出たか先ほど人数言われましたけど、それも話の持っていく方にもよるんだらうというふうに思います。全体的には私は、南部町民の皆さんはこの保育所の建設、統合して古い保育園を廃止し統合していく、それについては皆さんが意見としては賛成が断然に多数であるというふうに理解をしています。

それと、ハザードマップについてですけれど、私たちも現地に行きました。下池があるところ、上池のところまで行って見てきました。多分、議員皆さん、ほとんど3人以外は、十分な崖があって越流したとしても保育所には影響は少ないというのを皆さん判断をしてその場所を選定したというふうに思っています。

それと、発注についてですけれど、やはり私たちも、議員も皆さん言ってます。早く保育所を造って子供たちに保育所に通わせてほしいという意見は、3人以外はみんな一緒な意見だというふうに思います。その流れにあってまずは造成工事、盛土をしていくための予算を組まれました。そこには県のまだ許可が出ていないので、その残土をどこに持っていくかということを保留したまま発注をしてたわけなんですけれど、そのときでも、もうそのときに既に残土をどこに持っていくか、今、第一候補と下池を含めて協議し、県のほうに申請していますというちゃんとした理由も聞いており、その中であって造成工事の予算を承認したというふうに思っています。その5日後って言われますけど、町長言われたようにこの発注の認定が、許可が5日後にたまたま出た、

こうやって早く追加議案ができた、追加提案ができたというふうに思います。物事が少しでも早く進んだというところからして、この追加議案については賛成すべきという立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号、統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

休憩の間、議会運営委員会が持たれております。

三鴨委員長より報告を受けます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨でございます。先ほど急遽でしたけれども、議会運営委員会を開催いたしました。

先ほどの本会議の中で請願第2号の……（「陳情、陳情」と呼ぶ者あり）陳情第2号の国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情、これが本会議で不採択となりました。これに併せまして、既に発議案で出されております発議案第3号、国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書、これが一事不再議ということで、一度決定された案件については再度審査をしないということでもありますので、総務経済常任委員長のほうから発議案第3号は撤回したいという申出がありましたので、この申出を議長のほうで許可してよいのかお諮りいただきたいということで話をいたしました。よろしく申し上げます。

追加日程第1 国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書撤回の件

○議長（景山 浩君） ただいま議会運営委員長、三鴨義文君より説明がありましたとおり、総

務経済常任委員会委員長、滝山克己君から提出された国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書について、一事不再議に抵触することから、撤回したいとの申出があります。国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書撤回の件を議題にいたします。

質疑、討論を省略して、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書撤回の件を許可することに決定しました。

日程第15 発議案第4号

○議長（景山 浩君） 日程第15、発議案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、滝山克己君から提出理由の説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君）

.....
発議案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年6月18日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 滝山克己
南部町議会議長 景山 浩 様

.....
別紙を読み上げて提案に代えさせていただきます。（「別紙は局長と違うだかいな」と呼ぶ者あり）事務局でお願いいたします。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。

.....
別紙

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的

な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）

.....
以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....
日程第16 発議案第5号

○議長（景山 浩君） 日程第16、発議案第5号、消費税一律5%への減税を求める意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から提出理由の説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案第5号を提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。内容は、消費税一律5%への減税を求める意見書です。

.....
発議案第5号

消費税一律5%への減税を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年6月18日 提出

提出者 南部町議会議員 真壁 容子
同 同 加藤 学
同 同 井原 啓明

南部町議会議長 景山 浩 様

——別紙について読み上げたいと思います。

別紙

消費税一律5%への減税を求める意見書（案）

物価高のもとで、消費税減税を求める声が広がっている。消費税一律5%への減税を求める。物価高の影響は食料品だけではなく、日用品や医療費、交通費、水光熱費まで、生活必需品のあらゆる品目に及んでいる。すべての商品・サービスが対象となる5%への減税は、幅広く家計負担の軽減になる。

また、5%への減税は、商品にかかる消費税が5%に統一されることからインボイス（適格請求書）発行の口実となった複数税率を解消することができ、中小零細業者に負担を強いているインボイス制度の廃止にもつながる。

消費税の5%への減税に必要な財源は年1.5兆円といわれている。この財源は、後世に負担を負わせる国債（借金）ではなく、現行の税制度の見直しで対応すべきだ。

現在、大企業減税は年間1.1兆円を超す規模となっている。また、「1億円の壁」などの富裕層・大株主優遇の税制もある。これらの大企業・富裕層への優遇の税制度を見直せば消費税減税の財源を生み出すことができる。

以上の点から、物価高の下で国民のくらしと営業を守るため、最も効果的で合理的な消費税一律5%への減税を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

よろしく願いいたします。

消費税の一律5%への減税、消費税減税を求めるのは、一つには物価高騰対策でもあります。国民の中には、今、物価高騰で苦しんでいる中で物価対策として消費税の在り方がどうかという点でいえば、これは最新の6月14日、15日、共同通信が調査した資料によりますと、食料品のみ減税、全て減税、廃止すべきを含めて73.4%、国民の7割以上の方が何らかの形で物価対策として消費税を減税ないしは廃止すべきだと考えているということがうかがえます。

翻って減税すべきではないというのがここでは25.1%として上がっています。この背景にあるのは、何よりも今の物価高騰での国民の生活の苦しさだと思います。消費者物価指数、最近の5月23日、総務省は、発表しましたのは前年比同月、5月比ですけれども、3.5%の上昇で、2%を超える上昇が過去、これまで37か月連続して起こっている、こういうことも新聞報道でなされています。この中で何らかの形でということで、一つには今日も出てくるかもしれませんが、給付金での対応ということもあると思いますが、例えば東京都で都議会議員選挙が行われている中で、給付金を出すべきだと言っている与党の側の議員がこのこと言えなくなっている。なぜかという、東京都の都民のアンケートを取れば、6割の方々が支給、まして給付金は今までのようにしてきたけれども、役に立たない、ないしは2万円では非常に不十分だと、今の物価高騰に見合っていない、こういう声が出ているからだと報道されています。

今、私たちが今回提出したいと思えるのは、国会の状況見ても分かるように、ほぼ野党が共通して消費税の減税は景気対策で有効ではないかということで提案をしているということです。

中身はいろんな在り方になってくると思うのですが、ここで私たちは5%への減税と言っていることは、一つには本当は全て廃止したいという考えの下での5%ですけれども、この5%ですること何よりもまず一つには全ての生活費にかかってくるということで、ここでは政府の資料等を見ながら、もし5%を減税した場合、平均的4人家庭で年間収入が650万を想定していましたが、約12万円の減税効果があるだろうと。それに比して、今、食料品だけの税率をゼロにした場合は約その半分の6万円という数字も新聞等に出ていることでもあります。もう一つには、減税するのであれば全部減税したほうが一番やりやすい。食料品だけをやればそれなりの2年間ぐらい準備がかかると、そんなにかからんと思うのですが、そういう意見もあったということで

す。

私たちは何よりも住民の暮らしを守って、国民の消費生活上げることが日本の経済にも必要だと考えております。そういう意味では皆さんと御一緒に上げたいと思いますので、審議の上、賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 質疑はございません。

○議長（景山 浩君） 質疑がないようです。質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、白川立真君。

○議員（9番 白川 立真君） 先ほど意見書案を読み上げていただきました。これは背景には物価高ということがあるんだそうでございます。この意見書案の最後です。「最も効果的で合理的な消費税一律5%への減税を求め」たいということですが、最も効果的かというところで私はこれは不採択、採択すべきでないという立場で討論をしていきたいと思っております。

そもそもこの消費税の減税というテーマは今回だけではなくて、これまでも国会や有識者の間でずっと議論されてきました。そもそも消費税が導入されたのは1989年、この時期はバブル崩壊の時期と重なります。それまでの好景気時代、バブル期時代は税収の大半を法人税とか所得税に依存をしてきました。しかし、バブル崩壊後は景気低迷による法人税の減少が大きな課題となりました。さらに、少子高齢化の進行によって社会保障費の増加が避けられない時代を迎えております。

こうした財政の悪化を受けて、広く公平に負担を求める税制改革が議論される中で、消費税というものが導入されてきました。では、それぞれの税の特徴から見たとき、法人税、所得税などは景気が悪化すると税収が大きく減少するのに対し、消費税は様々な消費に広く課税されるため、比較的安定した財源と言われております。この安定性が重要であり、景気が悪くなったからといって年金とか医療、または介護行政、そして少子化対策に悪影響を及ぼすことがあってはなりません。つまり、社会保障財源としてなくてはならない税だということが私が一番言いたいところでございます。

今、物価高騰を背景に減税か給付の議論がある中で、減税ではなくて生活に困ってる方へのし

っかりとした税の再分配ですよ、簡単に言うと給付です。しっかりとした給付を行うべきと思っております。以上で討論としたいと思います。御賛同よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思いますが、このウクライナの紛争後、世界の物価が上がって、それから半年、1年以内にヨーロッパ各国では国民を守るため、それまで5%であるとか、多い国では30%とかという消費税、付加価値税を下げました。それはなぜかという、やっぱり一番国民に負担になってくるのは一律である税の消費税であるから、一番経済効果があるという考えの下にそういう消費税を下げるということを進められたんだと私は思っています。今の日本においてこれだけ物価が高騰し、国民の生活が苦しくなっているときに国民を支援するため、そのためにはやはり消費税を下げるのが一番効果的だと考えています。

まず、そのときに言われるのが、財源はどうなるんだということが出てくるわけですが、もともと消費税が3%、それから5%、10%と変わっていく、先ほど言われました1990年頃ですか、消費税が導入されたときにも言われました。やっぱりこれからどんどんお年寄りが増えたり、子供たちにお金を使っていけないから、社会保障費というものを十分に蓄えるためには消費税が必要だということで、国民の理解を得てきたというふうに私も思っておりますけれども、実際に出てきた税収、これをそれ以降25年、30年にわたって見てみると消費税が3%、5%、10%と上がっていく。だけど、個人の所得税というのはほぼ変わっていない。ところが、法人税は徐々に徐々に減っていくことになってるんです。それは何かっていったら大企業の減税、これが進んでいるわけです。それから、貧乏人ではなくてお金持ちの税金、これが減らされているわけです。だから、消費税は5%、10%に上がって利益を得た人たちっていうのは大企業と、それからお金持ち、これが現状であるというふうに私は考えます。

先ほど今の苦しい生活を援助するためには何でしたっけ、給付金が効果的だと言われましたけれども、これは単に一時的なことであって、もらったその月はいいかもしれんけど、1年、2年を考えたときには効果は薄いと考えます。ですから、本来の税制であるお金をたくさんもうける人はたくさん払う、いわゆる累進の課税、そういったことにもう一度財源を考えるってことから、消費税を下げ、そして国民の暮らしを楽にしていって、そういう税制に変えていく必要があると思っております。以上です。ですから、この5%への減税には賛成の意見です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番、秋田佐紀子君。

○議員（1 番 秋田佐紀子君） 1 番、秋田佐紀子です。私は、消費税を一律で 5%に下げるとい
う提案には反対の立場です。

物価高騰の原因は、賃金が努力で徐々に上がってきているという現実も徐々に現れているとは思
うんですけども、それ以上に物価の高騰のスピードが異常に速くて、それについて追いつか
ないので物価が上がっているというふうに私は解釈しています。生活が大変だという声をよく聞
きます。私も実際そう思います。ですが、消費税を 5%に下げるということは、本当に効果が即
効的にあるんだろうかというふうに思います。消費税を下げてもその効果が出るにはそれなりの時
間がかかってまいりますし、経営されてる方はそれなりの手続に非常な労力とお金かかっていく
ので、負担があると思います。それよりも私は本当に困ってる人に今、支援が届くようにしてい
ただきたいと思います。一律に 5%に税金を下げると、助けが必要な方もそうでない方も
同じように減税となります。それよりも食べ物とか生活必需品とかの税率を下げるとか、低所得
の方に直接支援するとか、そういうやり方のほうが温かい支えになると思います。

先ほど白川議員もおっしゃられましたように、消費税は年金や医療、介護など、私たちの暮ら
しを守るサービスの財源です。これを大きく減らしてしまうと、将来私たちの次の世代が困るこ
ともなりかねません。一人一人に届く優しくて持続可能な支援を大切にしていきたい、そ
んな思いで今回の提案には反対いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 原案に賛成者の発言を許します。

4 番、加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） 4 番、加藤学です。消費税一律 5%への減税を求める意見書、賛
成の立場から言わせていただきます。

まず、今回提案していますこの案は、基本的には消費税廃止を前提に、今回物価高騰対策とし
て緊急に 5%まで引き下げるということがこの趣旨です。

まず、なぜ物価高騰になったのかという問題ですけれども、これは御存じのとおりロシアによ
るウクライナ侵攻、これが引き金になりました。その結果、世界的に流通していた幾つかの飼料、
それから金属、こういったものが流通が滞り、世界的な規模で一部の物資が高騰しました。その
結果、これが尾を引いて世界的な物価高騰になってます。そして、日本の場合は特に飼料関係、
それから作物関係、ほとんどある程度の部分がウクライナから輸入に頼ってたもんですから、こ
の結果、日本の場合、物価高騰が起りました。そして、これの結果が現在まで響いているって
いうのが現状です。

それと、もう一つ、井原議員のほうも言われましたけれども、消費税が何に使われているかっていう問題です。消費税はもともと3%の導入でした。そして、その後5%から8%、10%まで上がってますけれども、その中でどういうことが行われたかっていうと、大企業が払うべき法人税ですが、これが逆に引き下げられた。この引き下げた理由というのがアベノミクスの中で言われてますけれども、大企業を優遇すればその結果、最終的には大企業がもうけた部分が労働者のほうに、この場合大企業で働いている人の賃金に引き換える、こういうふうなことからアベノミクスの中に入れ込まれました。ところが、実際起こったのは、大企業はもうけたところをそれを全部内部留保にして労働者に返還してこなかった。それで出てくるのが失われた30年。大企業がもうけた部分を内部留保したために、日本は先進国の中で唯一賃金がほとんど上がってこなかった。物価高騰のこれを差し引いた場合、実際賃金は下がっていたのではないか、こういうふうに言われております。

それと、もう一点言えば、そもそも消費税というのは白川議員言われましたけれども、広く皆さんから集める、そういうことがあります。ところが、そのために子供から老人まで全て払ってます。そもそも税金っていうのは収入があったから、収入に対してかけなければならないものです。ところが、消費税は所得がなくても払わなければならない税金であり、大変この部分では不公平な税金です。

以上の理由から、そもそもこの提案、基本的には消費税をなくすっていうのが前提ですけども、今回物価高騰対策として緊急でひとまず5%まで引き下げる、こういう趣旨です。

以上のことから、この意見書、賛成の立場の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 11番、仲田でございます。私は、個人事業主なり小規模事業者の立場で発言させていただきたいと思うんですけども、確かに消費税一律5%への減税というのは聞こえはいいんですけども、実は私ども仕事してる者とするシステム改修にすごくお金がかかるんですよ。簡単に今、10%、あるいは食料費は8%でございますが、それにつきましても5%に変えるというのはただ単にコンピューターをいじればいいがんというわけではなくて、レジから、そしてコンピューターシステムから全部変えていかないけないと、そういうときにすごく個人事業主なんかは負担がかかってくるわけでございます。そういう状況の中で私どもは細々と事業をさせていただいてるところでございます。

確かにおっしゃるとおり物価高騰で大変で、私どもも物価高騰で利用される方も少なくなって

きてるといような状況もございます。ですが、やっぱり私ども一番必要なのは、そういうふだんの生活の中でコンピューターシステムを変える、そしてそれには何十万、下手すると100万近くかかるシステムもございます。じゃあそれは今まで国から補助を幾らかもらってますけど、あと大半は全部私どもの事業者が負担してるような状況でございます。ですから、確かに5%に変えればいい、あるいはゼロにしないって盛んに、外のほうではありますけれども、今、私どもの事業者としては現実的ではないというのが今の現状でございます。

今、私どもは働き手もない、そして募集しても人が来ない、賃金上げというようなことで生活実態が大変厳しい中でやりくりをしながら営業をやってるといような現状でございます。ですから、消費税5%に下げ、あるいはゼロにせて言ってもなかなか私どもでは、それは都会の話であって、田舎のほうではなかなかそこまでいけないというのが今の現状でございますので、私はこの一律5%への減税っていうのは私どもとしては理解できないということで、これ反対するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 消費税の5%への減税をぜひ御一緒に声を上げて政府に実現を迫りたいと思っております。

上げたいという理由は、先ほど述べましたように生活自体が非常に厳しい、先ほど仲田議員が言われたように厳しい、そこから全てが出ています。中小業者であれ、農家であれ、サラリーマンであれ、今、日本国内の中で9割、九十何%の方が生活が厳しい、ごく一部の方々がコロナ以降の富に潤っているというのが現状ではないかというふうに思います。

国のことを言えば、全体見た場合は、今の日本というのは全体に見てお金がないわけではなくって、いわゆる大企業や富裕層にお金が滞っていて国民には回ってきていないということが格差の是正等で言われていることだと思うんですよ。それをどう是正していくかっていうのが政治の一番の仕事になってきていると思います。そこで多くの野党の方々も暮らしを守ることと格差是正のためにいろんな方法あるけれども、消費税の減税を言っているというのが今の政治の段階での局面ではないかというふうに思います。

そこで、先ほど白川議員が言った最も効果的で合理的ということについてちょっと疑問だというのは、社会保障の安定財源でこれぐらい安定したことはないっていうのは、確かに国の税の所得税、法人税に比べたら安定している。安定してる背景何かっていったら、あってもなくても決めたもんは搾り取ってるからですよ。取れるんですよ。お金がなくなって赤字になったか

ら払えないという所得税と法人税と違うんですよ。どうなろうが、家族が減ろうが、病気になろうが消費税取るから安定なんです。これが本当に国民にとって安定した税かっていうのは、私たち考えていかんといけんと思うんですね。

でも、御存じのように政府というのはどこもそうですけども、成り立ってるのは税金か借金しかないわけですよ。今、日本政府の令和6年度見たら所得税、法人税、消費税、相続税等で61.8%ですけども、この中で一番大きいのが消費税ですよ、24兆円。ということは、いつの間にか所得税よりも、法人税よりも消費税のほうが大きくなってきた。これは誰が負担してるかっていったら国民全体に、なべて負担してるから多くなってきたわけですよ。買うごとに、言ってみれば生きていくために、消費税がなければ生きていけないという構造をつくってしまっているということだと思えますよ。それが安定した財源と言えるのかという点ですよ。そういう意味でいえば、安定財源というのは本当に苦しんで払えない方々も消費税に苦しんでいる人たちのことを見ながら、安定財源ということが出来るのかという点については、私たちはもっと考えないといけないのではないかというふうに思います。

それに税の再分配が大事だというふうにおっしゃってましたが、まさしくそのとおりで税の再分配こそが今、求められていると、そうやね、白川議員もそうおっしゃったんですよ。税の再分配を一番求めるのは、所得に応じてある者から取って、いわゆる能力のない方々、応能っていいですよ、能力というかお金が、所得がなかなかない、生活ができない、病気できない、そういう方々に対してなべて国民の生活を保障していくというために使っていくと、これが税の再分配だと思えますけども、その一番的確にやっているのがいわゆる所得税なんです。所得に応じてお金を払っていく、そうですよね。だから、あるもんからたくさん取ってあげればいいんですよ。

ところが、消費税が始まった1989年とおっしゃってましたよね。平成元年でしたよ。その4月に始まって、決めたのが前の年の12月の24日、クリスマスイブでしたよね。覚えてる方もいらっしゃると思う。たった4か月で消費税導入したんですよ、ぱんと。そのときの理由は何だかという、直間比率の見直しっていうことだったんですよ。直間比率の見直しというのは、直接税っていうのはいわゆる所得税、法人税ですよ。金もうけたから持ってこいというのですよ。それと間接税とを比率を逆転させようというふうに出てきたのが、誰が言ったかという、と財界の方々でしたよね。それが結果としてどうなったかという、井原議員がおっしゃってたように、上げてみれば、開けてみたら法人税、所得税は減る一方で消費税が増えてきてる現状なんで、増やさないといけなくなったんです、3%を5%。なぜかという、消費税を導入した後で、

直間比率を見直すと言うといた後で消費税は社会保障のために使うって法律で決めちゃったんですよ。こんな消費税や物品税を社会保障のために使ってるなんていうふうに法律で決めてる国って世界中見てもないんですよ。それだけ異常なんです。ということは、今回減税をというのは、消費税減税させようというのはどういうことかという、消費税減税に社会保障費を充ててるというのであれば、社会保障費の財源どうするかという論議になっているわけなんです。それを消費税を上げた、高いままで社会保障の負担させるのかですよ。直間比率の見直して、税の見直しでもっともうけてる人からもらって、税の再分配ができるような税制改革して、その分を社会保障に充てるのか。3つ目ですよ、そんなことしないで借金をして充てるのか、この3つが問われてるんですよ。私たちは、白川議員の言った直間比率の見直しというけども、税制度の見直しであるべきところから払ってもらって税を確保して、それを社会保障費に使っていければ消費税は下げることができると言っているわけなんです。これは私の1人の考え、昔は、こういうことはもしかしたら与党の政府が考えたんじゃないかと思うんですよ。提案してきて向かった内容を残念ながら今、財源問題を示して国会等と言ってるのは共産党しかないんですけども、もう少し考えていただきたいと思うのは財源をどうするか、本当に国債に頼ったままでいいのかという問題もありますよね。今の論議は……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、分かりました。

○議長（景山 浩君） 簡明な発言を求めます。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の論議は消費税を下げないほうがいいと、こういう論議なんですけれども、そういう論議の中にあっただのは社会保障費であるからだというんですけど、社会保障費はそういうことではいけば所得税や法人税の見直しで三十数年前に戻せばその財源はつくることができる、これが今一番求められていることだと思います。

それと、支給、給付金のことですけれども、今回の補正予算で5,000万かかってきました。何かというと……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（景山 浩君） 簡明な発言を求めます。

○議員（13番 真壁 容子君） 討論です。

去年やりました所得税の減税効果が、国民の中で3,000万人に影響が行かなかった。これの穴埋めをしてるわけですよ。ということは、給付金やこういうことをやればどこにしわ寄せ来

るといって、その事務を担っている市町村や自治体に人、もの、これがかかってくるわけですよ。この経費に1割ぐらいお金もかかるわけですよ。それを考えればこれはみんな、公務員の方々もみんな同じ思いだと思いますけども、一番効果があるのは消費税減税を国の制度で行うことだと、こういうことが私は今こそ明確になってきているのではないかというふうに思います。そういう意味では今回の消費税減税、5%一律減税に賛成していただきまして、町民の暮らしを守るという立場を御一緒に守ろうではありませんかということをお願いして、御協力お願いいたしますということで討論させていただきます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第5号、消費税一律5%への減税を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたしますが、議長のほうより発議案の提出、提案について少し確認をさせていただきたいと思います。意見書の提出の際の意見書の読み上げですが、これは許可するかしないかは議長のほうで判断をさせていただくというふうになっております。そして、読み上げ者は事務局長ということになっておりますので、お間違えのないようによろしくお願いいたします。

それと、文言が提出理由の説明を求めるといふふうになってるんで、そういうふうに取り扱われがちだとは思いますが、明確な意見書になっている場合は通例、説明はしないということになっております。翻っていえば、不明確な提案書であれば要件をなしていないということにもなりますので、会議規則の通例に準じて運営をさせていただきますので、よろしくお祈いします。

それでは、午後1時に御参集お願いいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第17 発議案第6号

○議長（景山 浩君） 日程第17、発議案第6号、米の価格高騰対策・米不足解消のため米増産へ政策転換を求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から提出理由の説明を求めます。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君）

.....
発議案第6号

米の価格高騰対策・米不足解消のため米増産へ政策転換を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年6月18日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 真壁 容子
同 同 井原 啓明

南部町議会議長 景山 浩 様

.....
これは何かのいろいろなところで今回説明しておりますけれども、今回、陳情第2号で農民連のほうから国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情、これが提出されております。これはもともとは3月議会に提出する予定で、2月の中旬だったと思っておりますけれども、その頃につくった内容でそれが3月議会に間に合わなかったもので、今回6月議会です。この陳情がつくられた2月の時点では、まだ米価が高騰しているっていうのがなかったもんですから、今回の農民連の陳情の中には米価高騰対策っていうのが全く含まれておりません。今回、米価高騰になってテレビとか新聞でいろいろな内容が取り上げられました。特に前農林水産大臣は米を買ったことがないとかって言って現在の農林水産大臣に替わり、それで現在の農林水産.....。

○議長（景山 浩君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 学君） はい。

○議長（景山 浩君） 意見書内容の説明は結構ですが、意見書の読み上げを求められますか。

○議員（4番 加藤 学君） できたらお願いします。説明はここでやっていいですか、続けて。

○議長（景山 浩君） いや、不明確な場合は説明が必要となりますが、意見書が明確であれば通例、説明はしないということですので。

- 議員（４番 加藤 学君） 分かりました。
- 議長（景山 浩君） では、局長、お願いします。
- 議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長です。

.....

別紙

米の価格高騰対策・米不足解消のため米増産へ政策転換を求める
意見書（案）

国民を飢えさせないことは、国の第一義的な責務である。昨年夏以降、米不足により消費者の買う米の値段が２倍を超える価格に高騰した。このことにより、国民の生活困窮度は増し、「食べたくても食べられない」人々が増加している。

この原因は、国が米の生産と安定供給に責任を持たず、農家に減反を押しつけたからである。長年続いた生産者米価の低迷は、「米を作れば作るほど赤字になる」「コメを作ってもメシが食えない」という事態を生み、米農家は２０００年以降１２０万戸以上減少し、約３分の１の５３万戸にまで激減した。農業予算も１９８０年の３．５８兆円から２０２５年の２．２７兆円に減っている。いまこそ、農業予算を大幅に増やし、価格補償・所得補償対策を実施し、米の増産へ方向転換をすべきだ。

いま、備蓄米の放出が話題になっているが、その量は９１万トンであり消費量の１．５ヶ月分にも満たない量である。今回の米不足を教訓として、ゆとりある備蓄計画を立てるべきだ。また、「輸入米に頼るしかない」という議論もあるが、日本の食料自給率は先進国最低の３８％で、このうえ主食の自給まで放棄すれば国民の命は守ることはできない。以上のことから下記の事項を実施されるよう要望する。

記

- １．速やかに価格高騰対策を実施し、米価を市場原理に委ねるのではなく、その安定対策を積極的に図ること。
- ２．米の減産から増産に政策転換を行うこと。そのために農業予算を大幅に増やし価格補償・所得補償を実施し、農家が安心して生産が続けられるようにすること。
- ３．主食である米を守り、国民の命を守るため米の生産基盤を壊しかねない、歯止めなき自由化は行わないこと。
- ４．生活困窮者等に対する食糧支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、農林水産大臣

.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。私は、この意見書に対して反対の立場で討論させていただきます。

まずは、今の米の価格、農協が出す価格が今もう鳥根県でも60キロ、要するに1俵2万2,000円というのがありますし、全農なんかが出してるのも最低でも2万1,000円、要は30キロでいけば1万3,000円、それから1万1,000円ということになるんですけど、昨年度と比べると3割から4割増しぐらいで高くなってきている。多分これが各県のJAがこれから発表していくと思うんですけど、その価格がやはり上がっていったというのは現状だというふうに思いますし、この意見書を出すまでもなく今の現状というのはよく把握をしながらそういう対応を国も、そして農協もやっていっているというふうに思っています。

それから、生産者に対するものですけど、これは米が不足ばかりではないんじゃないかなというふうに思います。仲卸が米をそのまま温存してしまって出さなかったというの若干含まれてるんじゃないかなというふうに思っているんで、やはりそういったところを改革していくというならば、安定したお米を国民の皆さんに食べていただける現状もできるんじゃないかなというふうに思っています。

米の政策転換ですけど、これは今まで減反していたところも作っていいですということで今年度なんかは進んで、米を作る面積も相当数増えていっているというふうに新聞等々でもあります。そういうことでその米の対策、今回の意見書の対策については十分国も、そして農協も対応して

いただいているところから、この意見書を私は出さなくてもいいのではないのかなということとで討論いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、一番の問題は食料の自給率が38%であるということです。やはり国の責任として自給率100にしなければという気持ちはさらさらありませんけれども、せめて主食である米だけは100%賄わなければならないと思うんです。

先ほどおっしゃいましたけど、この米が足りない状況は生産量が落ちたことも一つあるかもしれんけども、さっき言われたように仲介の仲卸業者がどっかに隠して相場をつり上げたという可能性はあると思います。それは今の農相も調査すると言っておられるわけですけども、だけでも根本的にはやはり米農家が米を作って食べていけるような価格、それを支援する国の政策、これは絶対にやっていかなければならないことだと思います。その一番実効的なことが下の2番目に書いてあります価格補償と、それから所得補償、これを国が農政の責任として政策に実施していかないと日本の米の農業は守っていけないと思います。

ちょっと前まで政府・与党の関係者は、国で作った米は高く買ってくれる香港とかシンガポールとかアメリカとか、ところに売って、日本人が食べる米は買えばいい、こんなことを発言した人もいらっしゃいました。根本的にそういう発想になること自体が食料自給率を下げる原因となっておりますので、根本からの農業政策の考え方を変えていかないと日本の農業は守っていくことができない。ですから、ここに書いてある1、2、3、4っていうのは日本の農業政策の根幹に関わることですので、ぜひとも訴えていく必要があると思います。

それから、生活困窮者等に対する食糧支援制度と書いてありますけども、これも農業政策も含めて政治がやっていかなければならない根本中の根本だと思いますので、ぜひとも賛成をしていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 発言者がいないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第6号、米の価格高騰対策・米不足解消のため米増産へ政策転換を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決まら

た。

日程第 18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第 18、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理、地方行政調査、統合保育所建設調査、各特別委員会から、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 3 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和 7 年第 3 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 14 分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 6 月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6 月 6 日の開会以来、本日まで 13 日間にわたり、補正予算等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対して深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

町長はじめ、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対し感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた意見、

要望等につきましては、町政執行に際して十分反映されますよう要望する次第であります。

さて、今議会でも人口減少問題について議論が繰り広げられましたが、現在開会中の鳥取県議会においても公務員や産業人材の不足という同様の問題を多くの議員が取り上げ、議論されているようです。地域や産業を支える人材不足等の人口減少や出生数減少問題、そして平均気温の上昇やそれに起因した災害発生等の環境問題などは一度問題が顕在化してしまえば取り得る有効な対処法は極めて限られます。今後、地域コミュニティや農業面などでも今まで経験したことのないような社会環境変化が発生することを前提として、いかにして潜在的な脅威に備えるのが地域、議会、行政に問われています。

議会初日の町長挨拶にもありましたとおり、南部町でも人口は1万人を下回りました。町や住民生活を支える人や物、財源が細っていく中、従来どおりの住民福祉の増進以上に現在の住民福祉レベルをどのようにして維持していくのかの政策議論がより重要となってまいります。今年度初めから御案内いたしております全集落を対象とした議員による意見交換会は、議会終了後に各区长様との日程調整の段階に入っていきます。どうぞ、多くの皆様に御参加いただき、貴重な御意見を頂戴いたしますようお願い申し上げます。

これから大雨による災害の発生しやすい時期になってまいりますし、本格的な夏を迎えることとなります。今年も暑い夏になりそうです。熱中症対策には万全を期していただき、皆様の健康とますますの御活躍を祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月6日から本日まで13日間にわたって開催され、全議案とも本日御賛同いただき、誠にありがとうございました。

9日、10日、11日の3日間にわたり、9名の議員の皆様から町政に関する一般質問をいただきました。広報の方法、課題についてや、本年から本格的に取り組む耐震改修をはじめ、防災についての御質問、保育園の統合、建設、民営化をはじめ、南部町の学校教育と社会教育に関する御質問、保健・福祉政策では带状疱疹ワクチンや前立腺がんのマーカー検査、高齢者の生活実態などの御質問、公共施設管理として法勝寺城山公園や河川敷広場の管理、物価高騰や地域計画をはじめとした暮らしと農政に関する事項、そして高齢化が進む中において安心して暮らせるための地域づくりに関する御質問等々、広範な町政運営上の課題について御質問をいただきました。私も全力で答弁に当たりましたが、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思

います。今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

これから梅雨前線が活発化し、停滞する長雨や局所的な豪雨が起きやすい時期を迎えます。今年も海面水温が高く、雨雲が発達しやすいとされており、線状降水帯への厳重な警戒が必要です。町民の皆様にはこの時期に改めてもう一度、お配りしております防災マップを御確認いただき、御家族や御近所でお住まいの地域の土砂災害の危険、浸水区域内での危険を共有してください。できれば2か所以上の避難場所を話し合って事前に決めておきましょう。防災訓練や土のうの準備など、防災に関し御心配な点がありましたら、お気軽に総務課、防災担当にお問合せをお願いいたします。

議員各位におかれましては、閉会中であっても御指導いただきますよう改めてお願いを申し上げます。閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。
